

諮問第41号の答申
小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止
並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の
指定の解除について（案）

本委員会は、小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

全国物価統計調査は、5年周期であるため、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分にこたえることができなかつたことなどにかんがみ、今回の計画は、全国物価統計調査において5年に1回調査していた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、現行の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止する計画である。さらに、これを踏まえ、基幹統計の指定について、小売物価統計の指定（作成目的）を変更し、全国物価統計の指定を解除する計画である。

創設する「構造編」については、全国物価統計調査と比べると、調査地域や調査品目が少なく、物価の構造統計に関する多くの統計表の作成が不可能になる。しかしながら、今回の計画は、限られた統計リソースの中で、統計利用者のニーズを踏まえ、前記3つの統計の作成周期を5年から1年に短縮させるものであり、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全体として適当であると考えられる。

1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止

(1) 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件（作成目的に照らした必要性及び十分性、統計技術的な合理性及び妥当性並びに他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性）に適合しているため、小売物価統計調査の変更を承認して差し支えない。ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画を修正する必要がある。

また、限られた統計リソースの中で、小売物価統計調査において「構造編」を創設することとしており、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全国物価統計調査の中止を承認することはやむを得ない。

(2) 理由等

ア 地域別価格差把握のための調査

全国物価統計調査において調査されていた地域別の価格差については、表1のとおり、「動向編」の対象とする全国167市町村のほかに新たに88市において、地域により価格差が見込まれ、かつ、家計消費支出のウエイトが大きい「うるち米」、「ラップ」、「化粧せっけん」等の56品目の価格を、隔月（奇数月）で調査し、「動向編」と併せて集計することで、地域差指数を都道府県別に1年周期

で作成・公表する計画である。

全国物価統計調査と比較し、調査地域については、減少するものの、「動向編」だけでは都道府県庁所在市別の地域差指数に限られていた状況を改め、都道府県別にも地域差指数を作成するために、県によっては2、3割であった人口カバー率をほとんどの県で50%以上とするような措置を取っている。また、調査品目についても、減少するものの、地域差指数の作成においては約530の品目を調査している「動向編」のデータを用いることとしており、今回新たに調査する市において、地域差を適切かつ効率的に把握する観点から、56品目を厳選している。

以上、全国物価統計調査に比べ、「動向編」に加えて行う調査は収集する価格数が大幅に減少するため、詳細な地域差指数は作成できなくなる。しかし、全国物価統計調査において5年ごとに公表されていた主要な結果である都道府県別地域差指数等が毎年利用可能になるものであることから、適当である。

表 1 地域別価格差把握のための調査と全国物価統計調査の比較

	地域別価格差把握のための調査 （「動向編」に加えて行う調査）	全国物価統計調査（平成 19 年） ＜地域別価格差関連部分＞
周期	隔月（奇数月）	5 年
調査地域	<ul style="list-style-type: none"> 「動向編」の 167 市町村以外の 88 市 ・ 167 市町村と併せて、各都道府県において人口の 50% をカバーすることを目標 ・ 経済圏のバランスを考慮 	673 市町村 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 10 万以上の市（東京都区部を含む。）：263 市全て ・ 人口 10 万未満の市及び町村：経済圏、人口規模によって層化し、計 410 市町村を抽出
調査品目	<ul style="list-style-type: none"> 「動向編」の約 530 品目のうち 56 品目 ・ 地域により価格差が見られる品目 ・ 全国的に同品質の価格が安定的に収集できる品目 ・ 消費者物価指数のウエイトが比較的大きい品目 	小売価格、サービスの料金 180 品目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 17 年基準の消費者物価指数に占めるウエイトが 1 万分の 10 以上の品目
結果	<ul style="list-style-type: none"> 「動向編」と併せて集計し、年平均を年 1 回「構造編」として作成・公表 ・ 地域差指数（都道府県別、都道府県庁所在市別等） 	調査時点の結果を 5 年 1 回作成・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域差指数（都道府県別、品目の中分類、財・サービス分類（耐久消費財等）別、世帯属性別等）

イ 店舗形態別価格把握のための調査

全国物価統計調査において調査されていた店舗形態別の価格については、表 2

のとおり、東京都区部を除く道府県庁所在市46市において、スーパー以外でも価格が収集できると考えられる「うるち米」、「ティッシュペーパー」等の9品目の価格を、一般小売店等を中心に隔月（偶数月）で調査し、「動向編」と併せて集計することで、品目ごとの店舗形態別価格（年平均）を都道府県庁所在市別に1年周期で作成・公表する計画である。

全国物価統計調査と比較すると、調査地域については、減少しているものの、店舗形態別価格を効率的に把握する観点から、全都道府県において既に「動向編」で調査対象となっている道府県庁所在市を対象としている。また、調査品目についても、大幅に減少しているものの、限られた統計リソースの中で、店舗間で価格に差が見られる9品目を選定している。さらに、調査店舗については、「動向編」ではスーパーが中心に選定されており、店舗形態別価格の把握が困難であることから、「動向編」で調査していない一般小売店等を中心に選定している。

以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少するため、詳細な店舗形態別価格は作成できなくなる。しかし、品目は限られるものの、全国物価統計調査において5年ごとに公表されていた店舗形態別価格が毎年利用可能になるものであることから、やむを得ない。

表2 店舗形態別価格把握のための調査と全国物価統計調査の比較

	店舗形態別価格把握のための調査 （「動向編」に加えて行う調査）	全国物価統計調査（平成19年） ＜店舗形態別価格関連部分＞
周期	隔月（偶数月）	5年
調査地域	道府県庁所在市46市 ・「動向編」の核となる地域 ・品目の出回りが安定している地域 ・東京都区部は既に様々な店舗形態のデータが得られていることから除外	673市町村 ・人口10万以上の市（東京都区部を含む。）：263市全て ・人口10万未満の市及び町村：経済圏、人口規模によって層化し、計410市町村を抽出
調査品目	「動向編」の約530品目のうち9品目 ・スーパー以外（一般小売店及びドラッグストア）で価格収集が可能と考えられる品目 ・店舗間で価格に差が見られる品目	小売価格141品目 ・17年基準の消費者物価指数に占めるウェイトが1万分の10以上の品目
結果	「動向編」と併せて集計し、年平均を年1回「構造編」として作成・公表 ・店舗形態別価格（9品目別、都道府県庁所在市別）	調査時点の結果を5年1回作成・公表 ・店舗形態別価格（141品目別、都道府県別、人口10万以上市別、特売価格・曜日別価格、価

		格分布等)
--	--	-------

ウ 銘柄別価格把握のための調査

全国物価統計調査において調査されていた銘柄別の価格については、表3のとおり東京都区部において、今後調査銘柄の候補となり得る銘柄が存在している「携帯型オーディオプレーヤー」やまとめ売りなど販売形態の異なる銘柄が存在している「ヨーグルト」等の9品目の価格を、隔月（偶数月）で調査し、品目ごとの銘柄別価格（年平均）を1年周期で作成・公表する計画である。

全国物価統計調査と比較すると、調査地域については、大幅に減少しているものの、限られた統計リソースの中で、銘柄別価格を効率的に把握する観点から、東京都区部に限定している。また、調査品目については、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案し、「動向編」の精度向上に資する観点から、9品目を選定している。

以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少するため、詳細な銘柄別価格は作成できなくなる。しかし、品目は限られるものの、全国物価統計調査において5年ごとに公表されていた銘柄別価格が毎年利用可能になるものであり、「動向編」において調査品目の価格代表性の向上に資することから、やむを得ない。

表3 銘柄別価格把握のための調査と全国物価統計調査の比較

	銘柄別価格把握のための調査	全国物価統計調査（平成19年） ＜銘柄別価格関連部分＞
周期	隔月（偶数月）	5年
調査地域	東京都区部 ・消費・流通における変化に最も敏感な地域	673市町村 ・人口10万以上の市（東京都区部を含む。）：263市全て ・人口10万未満の市及び町村：経済圏、人口規模によって層化し、計410市町村を抽出
調査品目	「動向編」の約530品目のうち9品目 ・今後調査銘柄の候補となり得る銘柄が存在している品目 ・まとめ売りなどの販売形態の異なる銘柄が存在する品目	小売価格77品目 ・17年基準の消費者物価指数に占めるウエイトが1万分の10以上の品目
結果	年平均を年1回「構造編」として作成・公表 ・銘柄別価格（9品目別）	調査時点の結果を5年1回作成・公表 ・銘柄別価格（77品目別、都道府県別、人口10万上市別、店舗特性（立地環境等）別、価格分布等）

エ 「構造編」の公表時期

今回、「構造編」として創設された上記3調査については、平成25年及び26年の2年分の結果を基に、比較しながら推計方法の検討を行うために、25年結果の公表時期（通常、26年6月）を1年延期し、27年6月までに、26年結果と併せて公表する計画である。

これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であると思われるが、過去の蓄積データを活用して推計方法を検討することも十分可能であることから、延期期間を短縮し、26年度中に公表する必要がある。

(3) 今後の課題

ア 調査地域及び調査品目の見直し

調査地域及び調査品目については、表1、表2及び表3のとおり、平成19年全国物価統計調査と比べ、大幅に減少している。

今後、調査結果の利活用及び結果精度の観点から、統計ニーズや市場の状況等を踏まえつつ、調査地域及び調査品目を2、3年ごとに見直す必要がある。特に、調査品目の減少に対応する措置として、調査品目を年単位で交替させるローテーションについて検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までに結論を得る必要がある。

イ 「動向編」と「構造編」の連携

今回の変更により、1つの統計調査（小売物価統計調査）の下に「動向編」と「構造編」が含まれることになるため、物価動向と物価構造の統計の相互連携をより一層推進していくべきであり、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までにその具体的な方策について結論を得る必要がある。

例えば、「構造編」において店舗形態別価格が毎年利用可能になることから、「動向編」の店舗選定の妥当性について2、3年ごとに検証を行う必要がある。また、統計ニーズを踏まえ、他の統計（経済構造統計、商業統計等）とマッチングすることで、店舗特性別の新たな統計表を作成するなど、「構造編」の充実を検討する必要がある。

ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握

全国物価統計調査で把握していた特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況については、今回把握しない計画であるが、把握の要望の動向を踏まえ、販売形態の多様化の実態を見つつ、その把握の必要性及び技術的可能性について検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までに結論を得る必要がある。

エ 諮問第27号の答申「小売物価統計調査の変更について」（平成22年10月22日）における今後の課題

(7) 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準

現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準（家計の消費支出総額の1万分の1以上等）については、諮問第27号の答申において、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ごろ）までに検証する必要があるとされており、着実にを行うことが求められる。

(イ) 小売物価統計と消費者物価指数との関係

消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かについても、諮問第27号の答申において、速やかに検討する必要があるとされており、これについても、次回の公的統計の整備に関する基本的な計画の策定までに検討する必要がある。

2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除

(1) 変更及び解除の適否

小売物価統計の作成目的の変更に伴い指定を変更し、全国物価統計の指定を解除して、差し支えない。

(2) 理由

前記1の小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止を受け、基幹統計の指定については、小売物価統計の作成目的に動向と構造の両面を持たせるように変更し、全国物価統計の指定を解除する計画である。

これについては、小売物価統計の作成目的を、商品の小売価格及びサービスの料金について、その毎月の動向を明らかにすることから、その毎月の動向と毎年の地域別、事業所の形態別等の構造を明らかにすることに変更するため、小売物価統計の指定を変更するものであり、また、全国物価統計調査を中止することから、全国物価統計の基幹統計としての指定を解除するものであり、適当である。

なお、小売物価統計の名称については、今回の変更は作成目的が一部追加されるものであり、小売物価統計の位置付けを大きく変えるものではないことから、従前のままとするものであり、適当である。

通信販売による購入割合について

通信販売（インターネット）…インターネット上で注文を受け、商品を配送する販売形態をいう。

通信販売（その他）…通信販売（インターネット）以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を受け、商品を配送する販売形態をいう。

表 購入先別割合の推移（二人以上の世帯）－平成6年～21年－

購入先	平成6年		11年		16年		21年	
	支出金額 (円)	構成比 (%)	支出金額 (円)	構成比 (%)	支出金額 (円)	構成比 (%)	支出金額 (円)	構成比 (%)
合計	149,407	100.0	139,840	100.0	131,190	100.0	119,640	100.0
一般小売店	62,141	41.6	48,668	34.8	43,009	32.8	34,421	28.8
スーパー	43,902	29.4	48,377	34.6	43,033	32.8	43,051	36.0
コンビニエンスストア	1,588	1.1	2,226	1.6	2,343	1.8	2,357	2.0
百貨店	14,456	9.7	13,133	9.4	10,648	8.1	7,970	6.7
生協・購買	8,352	5.6	7,640	5.5	7,271	5.5	5,511	4.6
ディスカウントストア・量販専門店	5,398	3.6	6,917	4.9	12,879	9.8	14,905	12.5
通信販売	2,198	1.5	2,421	1.7	3,678	2.8	3,957	3.3
インターネット	—	—	—	—	832	0.6	1,623	1.4
その他	—	—	—	—	2,846	2.2	2,334	2.0
その他	11,372	7.6	10,458	7.5	8,329	6.3	7,468	6.2

※消費支出からは、外食、家賃などのサービス費目や電気・ガス・水道などの公共料金等を除く。

※通信販売については平成6年から調査を行っている。

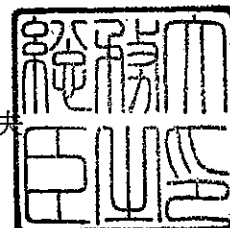
(出典) 全国消費実態調査

総政企第311号
平成23年11月18日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
川端 達夫



諮問第41号

小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について（諮問）

標記について、総務大臣から平成23年11月9日付け総統物第166号により小売物価統計調査の変更を内容とする別添「基幹統計調査の変更について（申請）」及び平成23年11月9日付け総統物第165号により全国物価統計調査の中止を内容とする別添「基幹統計調査の中止について（申請）」のとおり申請があったところ、基幹統計調査の変更及び中止の承認並びに基幹統計の指定の変更及び解除についての適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第11条第2項において準用する法第9条第4項及び法第7条第3項において準用する同条第1項の各規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 の 概 要

全国物価統計調査で把握する主要な調査内容を、小売物価統計調査に追加することとし、全国物価統計調査を中止する。このことを踏まえ、小売物価統計の目的に全国物価統計の目的を追加した上で、全国物価統計の基幹統計としての指定を解除する。

I 小売物価統計調査（基幹統計調査）の変更

1 調査の目的等

小売物価統計調査（以下「本調査」という。）は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、小売店舗等を対象に実施している調査である。

本調査は、昭和25年6月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として、毎月実施されてきたところである。平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（小売物価統計）を作成するための基幹統計調査として実施されている。

本調査の結果に基づき作成する消費者物価指数は、国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）等の法令において、その利用が明記されているとともに、日本銀行の物価基調を判断する基礎資料、厚生労働省の最低賃金の見直しに当たっての基礎資料等としても、幅広く利用されている。

2 諮問の趣旨

我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、物価変動の要因を分析し、その結果を経済・金融政策等に的確に反映するためには、財・サービス価格の時系列変動を把握する物価動向と、店舗の場所や形態などの条件が財・サービス価格に与える影響を把握する物価構造の両面からの把握が必要不可欠である。

物価動向については、現行の本調査により把握されており、今回変更を行わない。

一方、物価構造については、これまで5年ごとに実施されてきた全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきたこと、日本銀行、エコノミスト、学識経験者などは、物価構造の解明及びその結果を現行の本調査の調査品目の選定等に役立てることを求めていること等から、全国物価統計調査を発展的に見直すこととし、同調査で把握されている調査内容を取り込み、本調査の「構造編」として実施することとしたものである。

以上、本調査において、全国物価統計調査の代替となる「構造編」を創設するために、調査の目的、報告を求める者、調査事項、集計事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

なお、これに伴い、物価動向を把握する現行の本調査を「動向編」と位置付けることとする。

3 主な変更内容

本調査に「構造編」を創設し、以下の事項を把握する。

(1) 地域別価格差

国だけでなく都道府県における経済政策の検討等に資する観点から、地域別の価格差を把握するために、隔月（奇数月）に、「動向編」において対象とする全国167市町村のほかに新たに88市において、店舗や地域により価格差が見込まれる56品目の価格を調査する（年間の価格収集数：約8万価格）。今後、「動向編」（年間の価格収集数：約240万価格）と併せて集計することで、これまで県庁所在市に限られていた地域差指数を都道府県別にも1年周期で作成・公表することとする。

なお、都道府県別地域差指数は、これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきている。

(2) 店舗形態別価格差

店舗形態が価格に与える影響を分析する観点から、店舗形態別の価格差を把握するために、隔月（偶数月）に、道府県庁所在市46市において、スーパー以外でも価格が容易に収集できる品目等の9品目の価格について一般小売店等で調査する。今後、「動向編」と併せて集計することで、これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきた品目ごとの店舗形態別年平均価格について、品目数は減少するものの（平成19年141品目）、より短い1年周期で作成・公表することとする。

(3) 銘柄別価格差

「動向編」の調査銘柄（注）の選定に資する観点から、銘柄別の価格差を把握するために、隔月（偶数月）に、東京都区部において、今後調査銘柄の候補となり得る銘柄が存在する品目等の9品目の価格について調査する。これまで5年周期の全国物価統計調査により把握されてきた品目ごとの銘柄別年平均価格について、品目数は減少するものの（平成19年77品目）、より短い1年周期で作成・公表することとする。

（注）銘柄とは、同一の品目に属する複数の商品の中から品質、規格、容量などを指定して絞り込んだもののことである。例えば、調査品目「鶏卵」については、「白色卵、Lサイズ、パック詰め（10個入り）」が銘柄となる。

II 全国物価統計調査（基幹統計調査）の中止

1 調査の目的等

全国物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として、小売店舗等を対象に実施している調査である。

全国物価統計調査は、昭和42年6月から旧統計法に基づく指定統計調査として、3～4年周期で実施されてきたが、52年以降は5年周期での実施となり、平成21年4月からは、統計法（以下「法」という。）の全面施行に伴い、法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（全国物価統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

全国物価統計調査の結果は、生活保護費の地域調整における基礎資料等として活用されている。

2 諮問の趣旨

前記Ⅰの2及び3のとおり、変更後の小売物価統計調査においては、毎年、物価構造統計を作成することとしているため、平成24年度から全国物価統計調査を中止することについて統計委員会に諮問するものである。

3 中止後の措置等

全国物価統計調査の結果は、全国物価地域差指数編、店舗価格編及び通信販売価格編から構成されており、それらに対する措置は次のとおりである。

(1) 全国物価地域差指数編及び店舗価格編

全国物価地域差指数編及び店舗価格編の主要な統計については、前記Ⅰの3の(1)、(2)及び(3)により作成する。集計事項は減少するものの、変更後の小売物価統計調査において、主要な事項をより短い1年周期で把握することとする。

(2) 通信販売価格編

通信販売については、購入先別1世帯当たり1か月間の支出割合（不詳を除く。平成21年全国消費実態調査（基幹統計調査））をみると、購入先が通信販売の割合は3.3%と小さい。このことから、全体として物価に与える影響は大きくないと考えられるので、通信販売価格については、把握しないこととする。

Ⅲ 小売物価統計（基幹統計）の指定の変更及び全国物価統計（基幹統計）の指定の解除

前記Ⅰの小売物価統計調査の変更及びⅡの全国物価統計調査の中止を踏まえ、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにするという小売物価統計の目的に、地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにするという全国物価統計の目的を追加した上で、全国物価統計の指定を解除することについて統計委員会に諮問するものである。

なお、変更後の小売物価統計の名称については、従前のままとする。

小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止の概要

【現在】

小売物価統計調査

- <調査地域> 167 市町村
 ・都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市、北九州市（東京都区部のほか 50 市）
 ・それ以外の全国の市町村：
 家計調査と同様に、人口規模（5 万未満の市等）、地理的位置（北海道、東北等）、産業的特色（第 1 次産業就業者数比率等）などによって 116 層に分け、各層から 1 市町村を抽出
- <調査対象>
 ・約 28,000 店舗・事業所（有意抽出）
 品目ごとに販売数量又は従業者規模等の大きい店舗を選定
 ・約 25,000 世帯（無作為抽出）
- <報告事項> 小売価格、サービスの料金、民間借家の家賃（食パン、家賃、電気代、大学授業料等の約 530 品目）
 家計の消費支出総額の 1 万分の 1 以上を目安としている。
- <経費（年間）>
 約 6 億 7000 万円

全国物価統計調査

- <調査地域> 673 市町村
 ・人口 10 万以上の市（東京都区部を含む。）：263 市全て
 ・人口 10 万未満の市及び町村：
 経済圏（道南圏等）、人口規模（5 万未満の市等）によって層化し、計 410 市町村を抽出
- <調査対象> 約 205,000 店舗・事業所
 うち約 137,000 小売店舗（無作為抽出）
 ・大規模店舗（売場面積 1,000 ㎡以上）：約 12,000 店舗全て
 ・小規模店舗（売場面積 1,000 ㎡未満）：店舗区分（コンビニ・各種商品販売等）により層化し、計約 125,000 店舗を抽出
- <報告事項> 小売価格、サービスの料金（食パン、自転車、腕時計等の 180 品目）
 17 年基準の消費者物価指数に占めるウエイトが 1 万分の 10 以上の品目
- <経費（前回平成 19 年）>
 約 3 億 4000 万円（1 年当たり約 6800 万円）

【平成 24 年度以降】

変更後の 小売物価統計調査

中止

動向編

現在の小売物価統計調査を継続

構造編（新たに追加する内容）

	①地域別価格差 （奇数月）	②店舗形態別価格 （偶数月）	③銘柄別価格 （偶数月）
調査地域	・動向編 167 市町村以外の 88 市 167 市町村と併せて、各都道府県において人口の 50%をカバーすることを目標に、経済圏（都道府県が設定）が重複しない、人口が多い市を選定。ただし、167 市町村だけで 50%をカバーしている都道府県についても最低 1 市追加。	・道府県庁所在市 46 市 動向編の結果と併せて都道府県別に把握するため、全都道府県にて現在、調査している県庁所在市を対象とする。 なお、東京都区部は既に様々な店舗形態のデータが得られていることから除外。	・東京都区部 消費・流通における変化に最も敏感であるため。
調査対象	・約 500 店舗	・約 1,000 店舗 現在の小売物価統計調査で調査していない形態の店舗を中心に選定	・15 店舗程度
報告事項	・56 品目の価格 以下の条件を満たすもの ① 消費者が居住地周辺で購入していると考えられ、店舗や地域により価格差が見られる品目 ② 全国的に同じ銘柄の価格が収集されている品目 ③ 地域差以外の影響が大きいと考えられる品目（サービス等）以外 ④ 消費者物価指数平成 22 年基準によるウエイトの大きい品目 等	・9 品目の価格 店舗形態別（スーパーと一般小売店など）の価格に差が見込め、かつ、価格収集が容易である代表的な品目を選定	・9 品目の価格 今後調査銘柄の候補となり得る銘柄やまとめ売りなどの販売形態の異なる銘柄が存在する品目から、状況に応じて選定
結果	動向編と併せて集計し、年平均を年 1 回公表		年平均を年 1 回公表

<経費（年間）> 約 7 億 1000~2000 万円（動向編 6 億 7000 万円、構造編 4000~5000 万円）《想定》

小売物価統計調査の概要

調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、昭和25年6月から毎月実施されている。

調査の概要

調査地域・対象

- ① 全国から選定した167市町村の品目ごとに代表性のある小売店舗又は事業所(約28,000店舗・事業所)
- ② 全国から選定した167市町村の調査地区内に居住する全ての民間借家の世帯主(約25,000世帯)

報告事項

- ① 総務省が指示する品目の小売価格及びサービスの料金(約530品目)
- ② 民間借家の家賃

期日

毎月の総務大臣が定める期日
(12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 等)

調査系統

- 総務省—都道府県—統計調査員—報告者
※統計調査員は、PDA(携帯情報端末)により電子情報を報告
(総務省、都道府県の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—報告者
(都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

結果の公表

東京都区部及び全国 : 調査月の末日まで
他の都市 : 調査月の翌月末日まで
年平均 : 翌年4月末日まで

調査結果を総務省のホームページで公表

※消費者物価指数(CPI)

東京都区部 : 調査月の末日まで
全国及び他の都市 : 調査月の翌月末日まで
地域差指数(都道府県庁所在市別) : 翌年6月末日まで

平成19年全国物価統計調査の概要

調査の目的

全国物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的として、昭和42年～52年まではおおむね3年おき、昭和52年以降は5年ごとに実施されている。

調査の概要

調査地域・対象

全国から選定した673市町村の小売店舗又は事業所(約205,000店舗・事業所)

報告事項

- ① 総務省が指示する品目の小売価格及びサービスの料金(180品目)
- ② 店舗の基本的属性に関する事項(業態、従業者数等)

期日

平成19年11月21日現在

調査系統

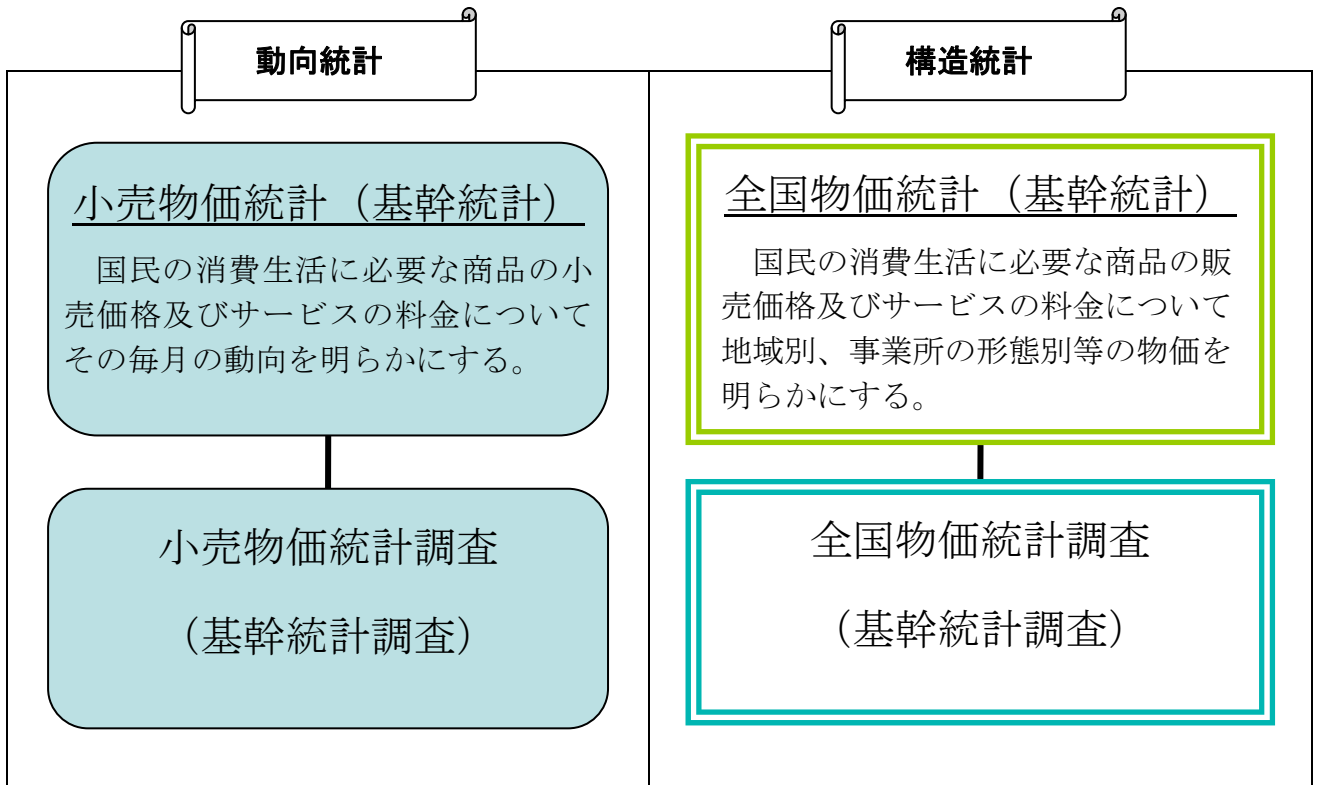
- 総務省—都道府県—市町村—統計調査員—報告者
(総務省、市町村の調査品目以外の品目・銘柄)
- 総務省—都道府県—市町村—報告者
(市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)
- 総務省—報告者
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

結果の公表

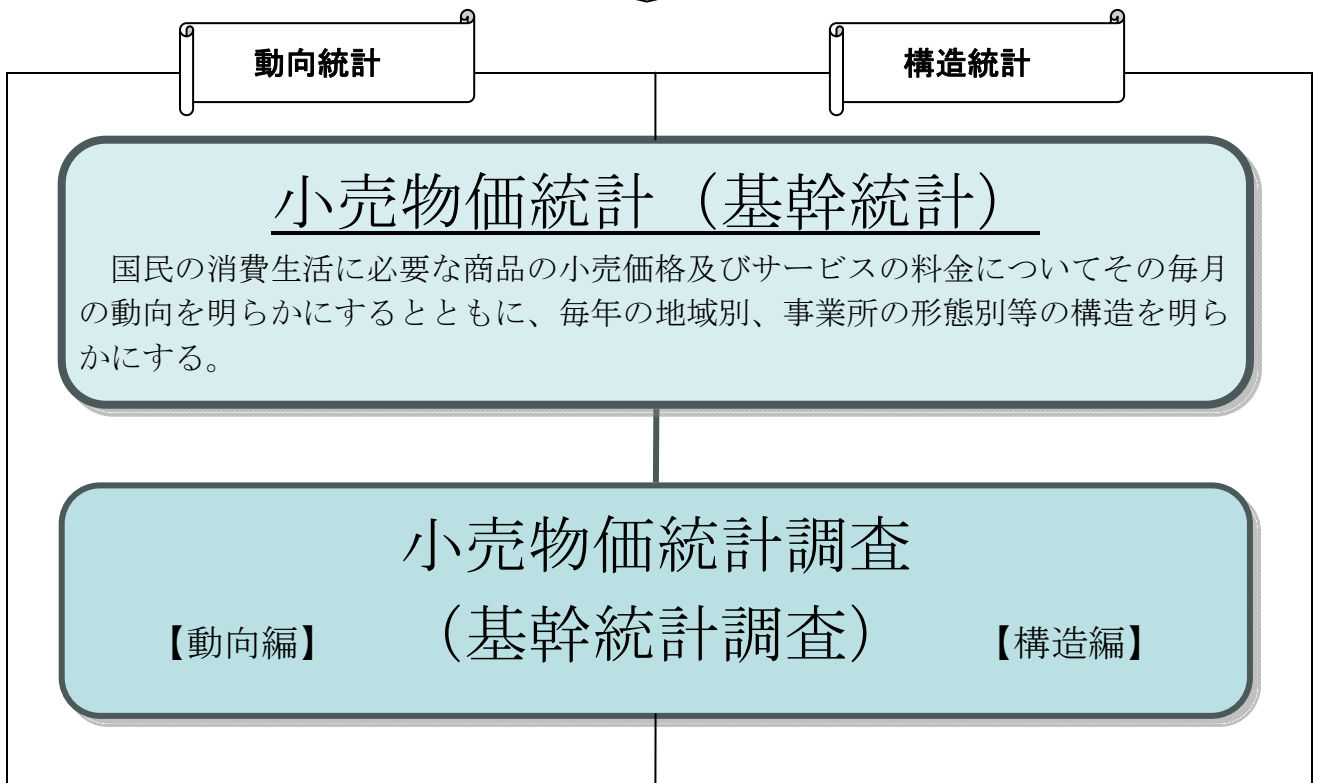
- ・全国物価地域差指数編: 平成20年 12月
 - ・店舗価格編: 平成21年 3月
 - ・通信販売価格編 第1次集計/第2次集計: 平成20年 6月/平成21年3月
- 調査結果を総務省のホームページで公表

小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除の概要

<現在>



<平成 24 年度以降>



小売物価統計調査結果の利用状況

各種法令に基づく利用

- ① 国民年金法（第 27 条の 2）、厚生年金保険法（第 43 条の 2）、国家公務員共済組合法（第 72 条の 3）による年金額の改定率の改定の基準
- ② 都市再開発法施行令（第 33 条の 2）による補償金の支払いに係る修正率の算定方法
- ③ 国土利用計画法施行令（第 10 条）による土地の価格に係る修正率の算定方法
- ④ 土地収用法第 88 条の 2 の細目等を定める政令（第 16 条）による損失の補償に関する修正率の算定方法
- ⑤ 児童扶養手当法（第 5 条の 2）による児童扶養手当額の改定比率の基準
- ⑥ 租税特別措置法（第 89 条）等による揮発油税及び地方揮発油税の特例税率の適用停止・停止解除を判断するための指標（自動車ガソリン小売価格）等

行政施策上の利用等

- ① 経済施策及び金融施策上の利用
月例経済報告、経済・物価情勢の展望（展望レポート）において、消費者物価指数を利用
- ② 最低賃金、診療報酬の見直しにおける利用
中央及び地方最低賃金審議会の審議、診療報酬の見直しの基礎資料
- ③ 電話料金の上限価格規制のために利用
電話料金の上限価格規制における上限値決定の基礎資料
等

国際比較のための利用

- 国際比較プログラムのための価格データの提供
国際連合の提唱により、国際的な事業（国際比較プログラム）として各国通貨の購買力平価（それぞれの通貨の購買力が等しくなるように計算した各国通貨の交換比率）を算定して、世界における比較結果をまとめる際に必要な価格データを提供

地方公共団体の利用

- 都道府県における消費者物価指数の作成
都道府県内の小売物価統計調査の調査価格を都道府県における消費者物価指数の作成に利用

全国物価統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

- ① 社会保障施策上の利用
生活保護費の地域調整における基礎資料
- ② 地域手当の見直しにおける利用
地域手当の地域調整における基礎資料
等

地方公共団体の利用

- 地方公共団体における利用
地方公共団体における経済施策や物価対策のための基礎資料
等

その他

- ① 価格統計の基礎資料への利用
他の価格調査の検証、改善のための基礎資料
- ② 学術研究機関や各種団体・民間企業における利用
学術研究及び民間企業等における物価に関する分析の際の基礎資料
等